

「先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」の改定に関する新旧対照表(下線箇所は改正部分)

○「先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」(令和6年3月29日)

改 正 案	現 行
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、先端電子部品の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 供給安定性</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の(1)から(6)までのいずれにも該当するものとする。</p> <p><u>なお、当該計画や確保すべき供給能力の信頼性を確認するため、これらの前提となる将来の市場動向の見込みや事業戦略などについて、申請事業者に対して必要な情報・資料の提出を求める場合がある。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 国際情勢や市況の変化等に応じて、必要に応じて計画を見直すこと。</u></p> <p>(3) 外為法や、先端電子部品及び部素材等の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること。</p> <p>(4) 事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、先端電子部品の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 供給安定性</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外為法や、先端電子部品及び部素材等の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。</p>

改正案	現行
<p>(5) 事業実施に必要な人材確保に積極的に取り組むこと(次節(4)も参照のこと)。</p> <p>(6) 事業継続性確保のため、取組対象物資のサプライチェーンの強靱化に取り組むこと。具体的には、申請事業者において、取組対象物資のサプライチェーンの実態を把握するとともに、その中に含まれる特定の製造装置、部素材及びその部品・素材等について、特定の国・地域からの調達に依存しているなど、高い途絶リスクの蓋然性が認められる場合は、代替調達や調達元の複線化といった安定供給確保のための対策を講じること。</p>	<p>(4) 事業実施に必要な人材確保に積極的に取り組むこと。</p>
<p>第4節 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 (略)</p>	<p>第4節 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 (略)</p>
<p>第4章 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 その他先端電子部品の安定供給確保に関し必要な事項</p> <p>本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、経済産業大臣は、先端電子部品の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障等の報告を通じ、先端</p>	<p>第4章 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 その他先端電子部品の安定供給確保に関し必要な事項</p> <p>本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、経済産業大臣は、先端電子部品の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障等の報告を通じ、先端</p>

改正案	現行
<p data-bbox="107 156 1104 236">電子部品及び部素材等の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の的確な実施のための措置を講じるものとする。</p> <p data-bbox="107 300 533 331"><u>附 則（令和〇年〇月〇日改定）</u></p> <p data-bbox="107 347 813 379"><u>1 この取組方針は、令和〇年〇月〇日から適用する。</u></p> <p data-bbox="107 395 1104 523"><u>2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="107 539 1104 667"><u>3 この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。</u></p>	<p data-bbox="1133 156 2130 236">電子部品及び部素材等の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の的確な実施のための措置を講じるものとする。</p>